

課 題 名	廃棄物処理センターによる適正処理の推進
-------	---------------------

1 論点の概要

廃棄物処理センターでは、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに、産業廃棄物を公共関与で処理する施設として、溶融施設と最終処分場を整備することとしている。

施設の建設費等は、基本的には施設の利用者から利用割合に応じて負担してもらうこととしているが、次の点を考慮して施設の整備方法や負担のあり方を検討する必要がある。

施設は高度な処理技術、環境対策及び安全性の確保が必要不可欠であり、建設に膨大な費用が必要であること

中間処理施設(溶融施設)は、ダイオキシン類に係る法規制が本格適用となる平成14年12月までに稼動する必要があること

産業廃棄物処理施設は、企業が全体にわたり健全な産業活動を維持する上での基盤施設でもあり、総合的判断にたった整備のあり方の検討が必要であること

2 見直しの成果

(1) 中間処理施設(溶融施設)の事業費(工事期間 平成12年度～14年度)

区 分	合 計	一般廃棄物	産 業 廃 棄 物	
		焼却残さ	下水道汚泥	産業廃棄物
事業費負担者		市町村等	市 町 村	排出事業者
規 模	240 t / 日	約 171 t / 日	約 7 t / 日	約 62 t / 日
建設事業費	11,521,538 千円	8,232,233 千円	346,704 千円	2,942,601 千円

(2) 負担方法等

建設事業費のうち、市町村からの焼却残さ及び下水道汚泥については、利用割合に応じて負担してもらう。

産業廃棄物(排出事業者)分の建設事業費は、その一部を排出事業者に建設基金として拠出してもらうが、先行投資のリスクから中小企業をはじめとする事業者全体に拠出を求めることは困難な状況であり、適正な処理料金の設定の必要性からも、県の支援措置を講ずる。

(平成12年度当初予算では県費236,100千円を予算措置済、12～14年度の全体の県費支援額787,000千円の年度別事業割合30%として計上)

3 今後の見直しの方向

(1) 四日市市や周辺住民の一層の理解を得ることに努め、平成14年12月に溶融施設を着実に稼動させることが必要であること

(2) 処理施設の建設費、用地費等は、基本的には排出事業者に負担してもらうこととしているが、最終処分場は、企業が将来にわたり健全な産業活動を維持する上での基礎として必要な施設であり、用地は、長期的な観点から将来の必要性をも見込んで取得する必要があること
産業廃棄物処理施設の整備に当たっては、施設の安全性や周辺環境の整備に十分配慮するなど設置市や周辺住民の信頼性の確保策を進める必要があること

また、国が、今年度から、施設建設の一部に対し県が補助する場合に要する経費等に国庫補助金を交付する制度(県の拠出金の4分の1を補助)を創設したこと
等から、関係者との合意形成や効果的な整備について配慮しつつ事業を推進する。